

第 8 号議案

亀岡市立中学校設置条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市立中学校設置条例（昭和 39 年亀岡市条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 8 月 30 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例

亀岡市立中学校設置条例（昭和 39 年亀岡市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中 2 の項を削り、3 の項を 2 の項とし、4 の項から 7 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 学校規模適正化により、別院中学校を南桑中学校に編入することに伴い、別院中学校を閉校すること。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。